

評価調書(県総合評価調書)

島根県建設技術センター

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	<p>(公財)島根県建設技術センターは、県内の地方公共団体が行う建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与することを目的として設立された公益法人であり、公的・民間ともに類似する団体はない。平成18年10月には中国地方整備局長から、「公共工事発注者支援機関」として県内の公益法人としては唯一の認定を受けたところである。</p> <p>また、社会経済情勢の変化に合わせ、平成14年に材料試験を廃止、平成16年から建設発生土リサイクルヤードの運営開始、平成21年度からは県・市町村に対する橋梁長寿命化修繕計画策定支援業務を開始するなど事業内容の見直しを行っており、公共性・公益性の高い事業を行っている。</p> <p>一方、公共事業費の減少に伴い、工事受託事業の推移には不透明な部分もあり、今後関係機関との密接な連絡や効率的な事業の執行を行っていく必要がある。</p> <p>平成23年4月に新公益法人制度改革に係る公益財団法人へ移行し、平成28年12月に公益目的事業について変更認定を受けた。</p>	B
組織運営	<p>職員については、事業量を精査したうえで適正な職員数を配置している。</p> <p>評議員会及び理事会についても、定款に基づき適正な運営がなされている。</p> <p>県人的関与について 県職員の役員就任は、平成16年度から廃止している。また、団体固有の職員はおらず、事業量に応じた柔軟な体制がとれるよう、県の派遣職員等による人的交流職員で構成しており、最小限の人数に留めている。</p>	A
事業実績	<p>研修事業は、県からの受託分を適正に実施するとともに、センター主催の研修についても、時代の要請に対応した専門的研修を積極的に開催している。主催研修については市町村職員の受講料を無料化するなど工夫をこらし、全体の受講者数は前年度を上回った。</p> <p>工事受託事業については、受託収益が計画を上回り、県及び市町村からの受託箇所について適正に執行することができた。今後も県内唯一の公的発注者支援機関として、特に市町村に対し更なる支援拡大が求められる。</p> <p>また、平成21年度から、橋梁長寿命化修繕計画策定支援事業を行っている。県及び全市町村と契約を締結し、点検結果のデータ登録、システム操作研修等を実施している。</p> <p>公共事業の大幅な増加が見込まれない中、継続して事業が実施できるよう営業等を行っていくことが求められる。</p>	B
財務内容	<p>公益法人変更認定後初の決算となる平成29年度においては、黒字を計上している。要因は受託事業の増に係るものであるが、特定費用準備資金の積み立てを行い、今後の経営に資することとしている。公益財団法人は収支相償の原則があるが、財務内容は順調に推移している。</p> <p>一方、建設発生土リサイクルヤード事業が平成28年度をもって終了したことによりセンターを取り巻く状況が大きく変化したため、新たな事業開拓など安定的な経営基盤の確立に向けて更なる運営の見直しを検討する必要がある。</p> <p>県的財政的関与について 受託事業収入等による県への財政的依存度は横ばいである。</p>	A

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	市町村に対する支援の拡充強化	<ul style="list-style-type: none"> ・人員体制が十分でない市町村での公共工事の執行支援など、周知と要望の把握、新規事業の検討。 ・橋梁長寿命化修繕計画策定や公共土木施設の点検・診断の支援、総合評価方式入札制度等の技術支援、助言の取り組み。 	市町村の公共工事に対する支援は公益認定された事業であり、建設技術センターの設立目的そのものである。また、いわゆる品確法の趣旨にも合致している。市町村支援の拡充強化を行っていくためには支援メニューの周知等積極的なPRが必要である。 また、橋梁長寿命化修繕計画策定や公共土木施設の点検・診断の支援、総合評価方式入札制度等に係る支援など社会経済情勢の変化に合わせた支援が行えるよう発注者支援認定機関として、その役割を果たすことは重要なことと認められる。
	建設技術に関する研修、講習及び指導	建設業等に従事する職員に専門的知識・技術を習得させるため、社会インフラの維持管理に重点を置き、新規テーマを取り入れるなど時代のニーズに即した内容に取り組む。	専門知識・技術を習得させることを目的とした研修事業は、公益認定された事業であり、その必要性も認められる。
総合コメント 研修事業、工事受託事業など実施している事業は適切に実施されている。 一方、公共事業費が減少するなか、センターが実施する事業量の推移も不透明であり、今後も関係機関との密接な連絡や効率的な事業執行を行い、引き続き地方公共団体を支援する県内唯一の公的支援機関としての役割を果たしていくことが求められる。			